

○創価大学通信教育部における成績評価に対する問い合わせに関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、創価大学通信教育部学則第35条の成績評価に対する問い合わせに関して、必要な事項を定める。

(成績評価に関する担当教員への質問等)

第2条 学生は担当教員に対し、履修した科目の成績評価について問い合わせをすることができる。

(成績評価に対する問い合わせ)

第3条 履修した科目の成績評価について異議のある学生は、ポータルサイトの教員への質問から問い合わせをすることができる。

2 前項の問い合わせは、成績発表後1か月以内とする。

3 問い合わせがあった場合、担当教員は成績評価について確認をし、評価の根拠もしくは再評価等について、当該問い合わせをした者に回答するものとする。

4 第1項に定める成績評価に関する問い合わせは各科目、1回に限る。

5 第3項に定める成績評価の通知については、異議申立てをすることができない。

附 則 この細則は、令和3年4月1日より施行する。